

(別表) 審査基準

1. 審査方法

- (1) 令和6年度 裾野市公共施設 EV 充電器の設置に係るプロポーザル回答書において、下記の基準に基づき3段階の評価を行う。なお、評価得点の満点は160点とする。
- (2) 評価得点の合計が最も高い上位1社を優先交渉者として選定する。

2. 審査項目の評価の視点・配点

審査基準		配点
大分類	視点	
A 事業実績 (5点)	1 本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。	5点
B 事業スケジュール (5点)	1 具体的な計画により事業の遂行が実施なされるか。	5点
C 維持管理及び 緊急時等の対応 (50点)	1 保守の内容は具体的になっているか。	10点
	2 維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。	10点
	3 休日夜間、及び緊急時等において、市に過度な負担を与えないものとなっているか。	10点
	4 契約満了時のEV充電器の取扱いについて市に負担を与えないものになっているか。	10点
	5 途中解約における取り決め(違約金等)が明確になっているか。	5点
	6 設置したEV充電器のバージョンアップ等に対応可能となっているか。	5点
D 利用料金及び 利用の方法、 電気料金の還元 (50点)	1 利用者の利用料金は明快で廉価なものか。	20点
	2 市民が利用しやすい仕様となっているか。	10点
	3 電気料金の還元の金額及び方法は明快か。	20点
E 付加提案事項 (50点)	1 利用者に関するデータ抽出は可能か。	10点
	2 本庁舎既存EV充電器の更新にあたり裾野市の負担は軽いものか。	20点
	3 市内事業者の活用はあるか。	5点
	4 EV充電器を設置した際の周知方法は優れたものかどうか。	5点
	5 その他優れた提案はあるか。	10点
合計		160点

※総合評価点が最も高い者が2以上あるときは、評価委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

配点基準	付与点	(例) 配分10点の場合
優れている	配分点×1.0	10×1.0=10点
標準	配分点×0.5	10×0.5=5点
劣っている	配分点×0.2	10×0.2=2点

※小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入するものとする。